

# 合併契約書

相双信用組合（以下「甲」という。）と五城信用組合（以下「乙」という。）は、合併のため甲・乙各代表者間において次の契約を締結する。

この合併は、甲・乙両者対等の条件をもって行うものであるが、手続その他の関係上、第1条以下の形式をとるものとする。

（合併の方法）

第1条 甲は、合併により存続し、乙は、合併により解散するものとする。

（名 称）

第2条 合併後の甲の名称は、相双五城信用組合とする。

（地 区）

第3条 合併後の地区は、福島県のうち、相馬市、南相馬市、いわき市の一円、相馬郡（新地町、飯舘村）、双葉郡（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村）

宮城県のうち、名取市、岩沼市、角田市、仙台市太白区（旧秋保町分）、白石市、柴田郡（大河原町、柴田町、村田町、川崎町）、刈田郡（蔵王町、七ヶ宿町）、亶理郡（亶理町、山元町）、伊具郡（丸森町）

（普通出資1口の金額とその割合）

第4条 合併後の普通出資金1口の金額は500円とし、乙の普通出資1口をもって、甲の普通出資1口にあてるものとする。

（合併期日及び財産の引継）

第5条 合併の実行日は、平成25年11月25日とする。

2. 乙は、合併の実行日現在における一切の権利義務及び財産を甲に引き継ぐものとする。

（組合員に対する普通出資配当金）

第6条 乙の組合員に対する平成25年4月1日より合併期日の前日までの期間の普通出資配当金は、合併の際には支払わず、平成25年度の出資配当金として甲の総代会後支払うものとする。

2. 乙の組合員に対する平成25年度の出資配当金の支払いは、合併期日を基準として甲の定めるところにより支払う。

（事 務 所）

第7条 合併後の主たる事務所は、甲の主たる事務所をもってこれにあて、甲の従たる事務所及び乙の事務所は、これを合併後の従たる事務所とする。

（役員の数及び任期）

第8条 合併後の役員の数数は、6人以上14人以内とし、うち、理事は6人以上11人以内、監事は3人とする。ただし、甲の現役員の任期満了時までは、合併期日における甲の現役員数に理事2名を増員するものとし、乙の役員のうちからこれを甲の総代会において選任するものとする。

2. 前項の増員による役員の数数は、甲の役員の数と同一とする。

（総代の数及び任期）

第9条 合併後の総代数は、215人以上250人以内とし、改選までは合併時の甲及び乙の全総代をもってこれに当てるものとする。

2. 前項の増員による総代の任期は、甲の総代の任期と同一とする。

3. 第1項の総代の数数については、平成26年2月の改選時までに130名以内に見直すものとする。

（役員の出資配当金）

第10条 乙の解散に伴う役員に支給する退職慰労金は、合併期日の前日までに、乙の決算状況に応じ、乙の特別積立金及び退職給付積立金並びに役員退職慰労引当金の範囲内において、乙が支給できるものとする。

2. 合併の際、甲の役員として引き続き選任されたものは、甲の役員退職慰労金規程を適用した額とし、総代会の議決を得て支給するものとする。

（職員等の引継及び処遇等）

第11条 合併の際における乙の職員その他使用人（以下「職員等」という。）は、すべて甲において引き続き使用するものとする。

2. 前項により引き継いだ職員等の勤務条件及びその他必要な事項については、甲・乙協議のうえ別に定める。

（職員等給与及び退職金等）

第12条 合併により甲に引き継いだ乙の職員等の給与は、甲の規程に従って逐次調整していくものとする。

2. 甲は、乙の全国信用組合厚生年金基金（以下「基金」と称する。）を継承する。

3. 乙の基金の加算給付部分に対する積立不足金は、合併期日の前日までに乙において補うこととする。

4. 乙の職員等の退職金については、基金の加算給付部分を除き、合併期日の前日までに乙において清算し、合併後は、甲の退職制度によることとする。

（合併費用）

第13条 合併に要した費用は、甲及び乙が協議のうえ、合併前においてそれぞれが負担するものと、合併後に甲において負担するものに分類し、支出することとする。

（財産の計算の基礎となる日、財産の確認及び善管注意義務）

第14条 この契約は、甲・乙各々平成25年3月末現在の財産目録及び貸借対照表を基礎として締結したものであり、同日以降合併期日までの期間における資産・負債・組合員勘定及び損益の異動については、別に計算書その他適当な方法により明確にして管理し、相互に報告するものとする。

（善良なる業務執行）

第15条 甲及び乙は、この契約締結の日から合併期日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行することはもとより、その資産状態に重大な影響を及ぼすような行為をなし、又は経常的な支出以外の支出をしようとするときは、その都度、あらかじめ甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（総代会の開催）

第16条 甲は、平成25年6月21日、乙は、平成25年6月22日にそれぞれ総代会を開催し、合併契約書の承認、その他合併に必要な事項の議決を行うものとする。

（瑕疵責任）

第17条 合併時における甲・乙の権利義務及び財産について、合併実行後2年以内に隠れた瑕疵が発見されたときは、本契約締結のとき在任した甲・乙の役員は、各々の組合の瑕疵により生じた損害について連帯して責任を負うものとし、瑕疵が甲・乙の役職員の故意または重大な過失によるときは、甲は当該役職員に対して損害の賠償を請求することができる。

（契約の効力）

第18条 この契約は、甲及び乙の総代会において承認を得たときに直ちにその効力を生ずるものとする。ただし、当局の合併に関する認可を得ることができなかったときは、その効力を失うものとする。

（契約の解除及び変更）

第19条 甲及び乙がこの契約に違背し、又は、この契約を締結してから合併実行日までに天災、不可抗力、その他の事由により甲及び乙の資産に著しい減少を生じたときは、甲及び乙の代表者間において協議し、その欠陥を補填する措置を講じ、又は、契約を解除し、若しくは合併条件を変更することができるものとする。

（合併期日及び総代会期日の変更）

第20条 第5条に定める合併の期日及び第16条に定める総代会の開催期日については、止むを得ない事情が生じたときは、甲及び乙が協議し、変更することができるものとする。

（契約外事項の協定）

第21条 この契約に定めた事項以外で、合併実行のために必要な事項は、合併の趣旨に反しない場合に限り、甲及び乙の代表者間において協定し、実行するものとする。

（その他）

以上の各条項を確約した証として、この契約書2通作成し、甲及び乙の代表者間が署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年 6月 4日

甲 住所 福島県相馬市中村字大町69番地

相双信用組合

代表理事

庄子勇彦

乙 住所 宮城県柴田郡大河原町大谷字町向101番地7

五城信用組合

代表理事

齋藤利光